

広島県子どもの貧困対策計画について

1 趣 旨

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進することとされています。

この法律に基づく「広島県子どもの貧困対策計画」は、「ひろしまファミリー夢プラン」に盛り込んで策定しています。

2 計画期間

平成 27 年度～平成 31 年度（5年間）

国の「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定。以下「大綱」といいます。）が、概ね 5 年ごとに見直される方針のため、県計画を大綱の直近年度からの 5 年間とします。

3 計画の内容

子供の貧困対策大綱において重点施策として示された項目について、国の取組や市町の実施事業等を除いて、広島県の取組の方向を整理して、「ひろしまファミリー夢プラン」の第2章各節に記載しています。

取組の方向の主なもの

■ 教育の支援

【学校をプラットホームとした取組】（第1節2、第2節3（2）、第5節2（1）、3（1））

- 放課後等に学習習慣の定着を図るための居場所づくり
- 学力と貧困問題に関する理解を深めるための講習会等の検討
- 市町等にスクールソーシャルワーカーを配置し福祉部門等との連携強化
- 「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の充実
- 奨学金貸付や授業料・受講料の減額・免除制度の利用促進

【その他の学習支援等】（第2節3（2）第4節4（3）、5（2））

- 私立高等学校等の授業料等の軽減経費等への助成や高等学校等就学支援金支給
- 大学生ボランティアチーム「ワクワクまなび隊」を派遣し市町支援
- 幼稚園・保育所・認定こども園等が地域の乳幼児期の教育センターとしての役割を果たす機能充実
- ひとり親家庭等の児童の学習指導や進路相談などの支援を行う学習支援ボランティア事業の推進
- ジョブサポートティーチャーの配置拡充等による特別支援学校の就職指導体制等の強化

■ 生活の支援

【保護者への生活支援】

〈ひとり親家庭等に対する支援〉（第4節3、4（3））

- 保育所や放課後児童クラブ入所、公営住宅入居の優先的な取扱いの実施



- 母子家庭等就業・自立支援センターの生活・子育て支援の困りごと相談や、土日電話相談
- 母子・父子自立支援員等に対する研修内容の充実
- ひとり親家庭が集い、相互に情報交換や悩みを相談し支え合える場の提供
- 母子生活支援施設に入所する母親の生活基盤を確保するための自立支援の推進
- 〈保育等の確保〉(第2節1 (1)(2), 2, 3 (2))
 - 教育・保育の量の見込みに基づく提供体制の確保
 - 保育士・保育教諭の量的確保と資質の向上
 - 子育て支援体制の充実
- 〈健康の確保等〉(第1節4 (2), 5 (2), 第5節2 (2)(3))
 - 乳幼児健康診査事業の充実のための市町支援等
 - 保育士、教員、栄養士等に対し食育に関する研修
 - 保健所が実施する給食施設指導等を通して、保育所、幼稚園等の子育て家庭への支援を推進
 - 女性が働きながら安全で安心な妊娠生活を送り出産に至るための環境づくりの支援
 - 心の健康対策の研修会や事例検討会等を実施し、職員の資質の向上と相談しやすい体制の充実

【子供の生活支援】(第1節5 (2), 第2節1 (1)(2), 2, 第4節3, 第5節2 (3))

- 広島県家庭の養護推進計画に基づく児童養護施設及び乳児院の小規模化推進
- こども家庭センターにおける施設職員に対する研修機能の充実
- こども家庭センターや児童養護施設等の生活指導、心理療法等実施による心のケアや問題行動の改善
- 医療・保健機関における各種健康診査等の機会を通じた乳幼児の発達段階に応じた栄養指導の充実

【子供の就労支援】(第1節2, 第4節3, 4 (2))

- 自立援助ホームの設置の促進や、児童養護施設等の退所者の相談支援体制の確保・整備
- 母子家庭等就業・自立支援センターによる職業紹介等
- 県立学校における就職指導手法の普及と進路指導の改善・充実
- 高等技術専門校等の訓練生に対し、社会人としての心構えやマナー等基礎的訓練の充実
- 新規学卒者、未就職卒業者等、若者に対するきめ細かな就業支援をワンストップ提供等
- 雇用におけるミスマッチ解消のための県内中小企業の魅力発信

■ 就労の支援

(第3節、第4節4 (2))

- 技能習得資金貸付等などによる自発的な能力開発の支援
- 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業情報提供や相談支援、就業支援講習会の開催等
- 母子家庭の母等就業支援法に基づく優先的雇用や業務発注の促進
- テレワークの普及啓発などによる在宅就業の推進
- 家庭と仕事を両立して働くことを希望する女性に対する各種支援と環境整備

■ 経済的支援

(第4節4 (1))

- 母子父子福祉資金貸付金の適切な運営、市町等の事業を含めた各種制度の利用促進
- 母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門の相談員配置による相談支援充実

